

(案)

徳島県の情報公開制度の
在り方について (提言)

平成 1 9 年 6 月
徳島県情報公開審査会

提言に当たって

徳島県情報公開審査会は、住民団体から知事に提出された「徳島県情報公開条例の改正を求める要望書」について、知事から意見を求められました。

当該要望書の要望事項は、徳島県情報公開条例が定める請求権者についての制限をなくすこと、ファックスやインターネットでの公開請求を可能にすること、及び請求の対象文書を条例施行以前の文書まで拡大することです。

これを受けて当審査会は、慎重に審議を重ね、ここにその結果を提言として取りまとめました。

知事におかれましては、本提言の趣旨を十分に踏まえられ、速やかに徳島県情報公開条例の改正など必要な措置を講じ、より一層充実した情報公開制度の確立に努められることを期待します。

平成19年6月 日

徳島県情報公開審査会
会長 松尾博

目 次

第 1	請求権者の範囲	1
第 2	請求方法	3
第 3	対象文書の範囲	4
	付带的要望	5
参考	徳島県情報公開審査会審議経過及び委員名簿	6

第1 請求権者の範囲

「何人」にも請求権を認めることが適当である。

【趣 旨】

本県の情報公開条例（以下「条例」という。）は、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政の推進に資することを目的としている。

このため、条例では公文書の公開を請求できるものを、「広義の県民（県内に住所を有する者、県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、県内の事務所又は事業所に勤務する者、県内の学校に在学する者、その他実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの）」と規定している。

請求権者の範囲については、平成12年に行った条例見直しの際にも当審査会において議論したところである。

その際、地方自治の本旨にのっとり、情報公開により県として説明する義務があるのはまず県民に対してであること、また、権利行使に伴う負担、不服申立てや訴訟があった場合の経費負担などを考慮すると、「広義の県民」としている規定を維持した上で、なお、県政に関する情報について広く門戸を開く意義は大きいと思われることから、努力義務として請求権者以外のものに対する「申出制度」を新たに設けるよう答申したものである。

本県の情報公開制度が地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県の説明責任を全うするという理念を踏まえたものであるという基本

姿勢は従前といささかも変わるものではないが、近年、広域連携行政や道州制さらにはふるさと納税制度のような、地方自治の枠組みが大きく変わる取り組みや制度の導入について検討がなされており、また団塊世代をはじめとした県外在住者に向けて積極的に本県についての情報を提供するなど、情報公開制度を取り巻く環境はめざましい変化・進展を見せている。

このような状況を勘案するならば、情報公開の推進への一層の取り組みは、県が組織をあげて進めている「オープンとくしま」の理念とも合致するものと考えられる。

そこで、請求権者については、「何人も」に改めることが適当である。

第2 請求方法

ファックスやインターネットでの請求を認めることが適当である。

【趣 旨】

公文書の公開請求は、請求者の権利として、公開決定という行政処分を求める申請手続であり、また非公開決定等の場合には不服申立て等の対象となる重要な手続であることから、事実関係を明確にしておく必要があり、書面によることとしている。また、公開請求においては、公文書を特定する作業が実務面で最も重要であることから、窓口への書面の提出を原則とし、文書の特定がされていれば郵送も可能としている。

案件のファックスやインターネットによる請求については、誤送信やコンピュータ・ウィルスによる個人情報の流出などの危険性、また、文書の真正性や公文書の特定を巡るトラブルなどの課題が予想されるところである。

他方で、近年の情報通信技術の著しい発展に伴い、県民がファックスやインターネットを利用することは当たり前になっている。また、国や地方による電子政府・電子自治体への取り組みも着実に進められているところである。

こうしたことから、IT機器などの活用による請求方法の多様化は、請求権者の利便性の向上に資することは言うまでもなく、もはや時代の趨勢であり、予想される課題を超える利点があると言わざるを得ない。

そこで、個人情報流出防止などに十分対処した上で、ファックスやインターネットでの請求を認めることが適当である。

第3 対象文書の範囲

現行の規定を維持することが妥当である。

【趣 旨】

条例の対象文書については、平成13年10月に施行した改正条例において、それまでの「決裁、供覧等の手続きが終了したもの（決裁・供覧文書）」から、決裁・供覧文書に限定することなく「実施機関の職員が組織的に用いるもの（組織共用文書）」に拡大をしているが、改正条例の施行日以前の文書については、引き続き決裁・供覧文書を対象にしている。また、議会、警察などは、条例の実施機関になった日以後の組織共用文書を対象にしている。

情報公開制度が的確に運用されるためには、文書管理が適正に行われていることが不可欠であり、その意味で情報公開と文書管理は表裏一体といえることができる。

そこで、公文書の管理を定めた県の文書規程を見ると、平成13年10月の条例改正前は、「決裁・供覧文書」について規定しており、条例改正に合わせ「組織共用文書」を対象としたものに改正している。

このため、条例改正前の「決裁・供覧文書」以外の文書について、現時点で組織共用文書であったのか職員個人のメモ等であったのか特定することは、文書保存期間が最長30年ということを考えると、現実的には困難である。

このように、実施機関自身が公文書であると判断できない文書を対象にすることは、実施機関の説明責任の範囲外であるとともに実務上の混乱を招くおそれがあることから、対象文書については、現行の規定を維持することが妥当である。

付带的要望

前記の提言を行うに当たり、次の点もあわせて要望します。

事務局体制の整備について

今回、当審査会は2つの項目について制度の拡大を提言している。

一つは請求権者の拡大であり、もう一つは請求方法の拡大である。

これらを拡大することにより、請求件数の増加、更には不服申立件数の増加に伴う事務量の増が予測される。そこで、制度の拡大にあたっては、情報公開サービスの低下を招来しないためにも、それに対応できる事務局体制を整備するよう要望する。

手数料規定の研究について

条例では、手数料規定は置かず、写しの交付に要する費用に限って実費を徴収している。

しかし、近年の請求内容を見ると、業務目的の請求が多数あり、また、大量の資料を請求する事例も多くある。

今回の提言により請求件数の増加が考えられることは先に記したとおりであり、県においては今後の公開請求の推移や県財政の状況を勘案の上、必要に応じて、手数料規定について研究されたい。

徳島県情報公開審査会審議経過

回	開催年月日	内容
第41回	平成19年3月12日	審議
第42回	平成19年4月13日	審議
第43回	平成19年5月22日	審議
第44回	平成19年6月11日	審議

徳島県情報公開審査会委員名簿

(平成19年6月 日現在)

氏名	職業等	備考
井 関 佳穂理	公認会計士、税理士	
谷 口 修	元県議会議員	
古 本 奈奈代	徳島文理大学人間生活学部教授	
松 尾 博	元徳島新聞社相談役・論説委員長	会 長
村 松 克 彦	弁護士	会長職務代理者

(五十音順)